

県本部各部課長  
殿下  
県下各警察署長

共	00	00	10	41	1年
---	----	----	----	----	----

宮本教第371号  
令和6年3月22日  
宮城県警察本部長

令和6年度安全運転技能訓練の推進について（通達）

見出しの件については、「安全運転技能訓練の継続的な実施について（通達）」（令和3年5月26日付け宮本教第597号）に基づき推進しているところであるが、職員が原因者となる交通事故（以下「職員事故」という。）は、今なお高止まり状況であるため、運転技能の向上と安全運転意識の醸成を図ることとしたので、所属の実情に応じて創意工夫するなど、真に効果の上がる安全運転の向上を図る教育訓練の実施に配慮されたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

## 1 基本方針

職員の安全運転に関する意識、技能向上を図るためには、所属において職員一人一人に対する技能訓練等を実施するなど組織的な取組が重要となる。

このため、令和2年4月に示した「安全運転技能指導員の手引」（交通事故防止のための短時間・簡易訓練等プログラム）を活用した技能訓練など、参加・体験・実践型の効果的な安全教育訓練（以下「訓練」という。）を継続実施し、組織を挙げて職員事故の発生抑止を目指す。

## 2 推進体制

### (1) 訓練責任者

所属長（警察本部の課等の長、警察学校長及び警察署長をいう。）とする。

### (2) 訓練指導者

安全運転技能指導官又は安全運転技能指導員（巡査部長以上の階級にある警察官又は同相当職にある一般職員のうち、安全運転に関する知識、技能及び指導力を有する所属長が推薦し、本職が指定した職員）とする。

## 3 訓練対象者

### (1) 一般対象者

警部補以下（同相当職にある一般職員を含む。）の職員とする。ただし、安全運転技能指導員及び安全運転管理者等の指導的又は管理者的立場にある者は除くものとするほか、警察学校にあっては、教育課程その他の方法に基づき訓練を実施するものとする。

### (2) 重点対象者

一般対象者のうち交通事故分析に基づき、重点的に訓練を実施する必要がある者は「重点対象者」とし、次の職員を指定するものとする。

なお、重点対象者の指定は、年度途中であっても必要の都度追加の指定、解除ができるものとする。

ア 過去3年以内に職員事故（車両停止中におけるドア開放事故のほか、道路の陥没等による事故などの不可抗力により発生した事故の経歴は除く。）を起こした、又は道路交通法に基づく行政処分を受けた警部補以下（同相当職にある一般職員を含む。）の職員

イ 次のいずれかに該当する職員のうち、運転経歴、運転の頻度及び交通事故発生リスク等を総合的に考慮し、所属長が重点的に訓練を行う必要があると認める職員

(ア) 年齢35歳未満の巡查部長以下の警察官

(イ) 勤続年数10年未満の巡查部長以下の警察官

#### 4 訓練実施者

安全運転技能指導官又は安全運転技能指導員とする。ただし、入校、病気休暇等の理由により安全運転技能指導員が行うことが困難な場合は、所属長が指定した幹部が行うことができるものとする。

#### 5 訓練の実施項目

##### (1) 運転技能向上訓練

基本的な運転技能の向上と車の特性理解を目的とするため、「安全運転技能指導員の手引」（令和5年度改訂版）に示された訓練プログラムを基本とし、実車を用いた実技形式の訓練を実施すること。

##### (2) 安全運転意識向上訓練

危険予測訓練機器（KYTプログラム等）のほか、運転シミュレーターなど、自動車の運転を擬似的に体験させたりする手法による参加・体験・実践型の訓練を実施すること。

なお、会議や単なる映像放映等の教養は本訓練に含まないものとする。

#### 6 実施回数

実施回数は下記のとおりとするが、年度内に実施する訓練のうち、2分の1以上は前記5-(1)に示す実技形式の訓練を実施すること。

##### (1) 一般対象者

6か月に1回以上実施すること。ただし、初回訓練については、可能な限り早期に実施すること。

##### (2) 重点対象者

3か月に1回以上実施すること。

#### 7 実施状況の管理

各所属の安全運転技能指導員は、別に定める「安全運転技能訓練管理ファイル」（以下「管理ファイル」という。）に所属職員が実施した訓練結果を速やかに入力すること。

#### 8 訓練免除者

次に該当する職員で、安全運転技能訓練を行うことができない者については、別紙「安全運転技能訓練免除願」を提出させ、訓練責任者の承認を受けること。

- (1) 所属長が健康上等の理由から訓練の免除を認めた者
- (2) 学校入校、事件捜査専従等の理由から訓練ができない者
- (3) その他所属長が訓練を行わせることが不相当と認めた者

#### 9 訓練管理の徹底

所属長は、管理ファイル等により訓練進捗状況を把握し、訓練回数が低調な場合や訓練内容に偏りが生じている場合などは、その都度、訓練時間や訓練内容の見直しを図り、真に効果のあがる訓練となるよう努めること。

#### 10 施行期日

令和6年4月1日

担当：警務部教養課運転技能指導係

別紙

所属長					

年 月 日

(所属長) 殿

所属名  
課 (係)  
階級 (職)  
氏 名

## 安全運転技能訓練免除願

1 免除申請理由

- 健康上の理由のため
- 学校入校のため
- 事件捜査専従等のため
- その他

2 具体的理由

[

]